

1 令和3年7月の水防法改正の概要について

近年、気候変動により水害が激甚化・頻発化しており、令和元年東日本台風では、洪水浸水想定区域の指定対象ではなかった中小河川において、多くの浸水被害が発生しました。

こうしたことを受け、令和3年7月に水防法が改正され、洪水浸水想定区域の指定対象が拡大されました。

2 指定対象の拡大について

これまで指定対象としていた洪水予報河川(区間)※1又は水位周知河川※2に加え、新たに一級及び二級河川の住宅等の防護対象のある全ての河川に拡大されました。

県管理の洪水予報河川における洪水浸水想定区域の指定状況

区分	河川数	指定状況	
		H27 水防法改正	R3 水防法改正
洪水予報河川	2 河川	洪水予報区間 酒匂川 指定済 相模川 指定済	洪水予報区間外(新たに拡大) 酒匂川 今回指定 相模川 今後指定予定

○ 水位周知河川、その他の浸水の恐れがある河川については全て指定・公表済です。

※1 洪水予報河川(区間)とは、河川管理者と気象庁が共同して、氾濫の恐れがある情報を提供する河川のことです。

※2 水位周知河川とは、洪水予報河川以外の河川で河川管理者が氾濫の恐れがある水位情報を提供する河川のことです。

3 新たな指定区間について

